

## 《計測自動制御学会中国支部奨励賞・技術賞規程》

平成 20 年 9 月制定

平成 22 年 7 月一部改正

平成 29 年 12 月一部改正

令和元年 5 月一部改正

### （設置）

第1条本支部に、計測自動制御学会中国支部優秀賞（以下優秀賞という）、奨励賞（以下奨励賞という）および技術賞（以下技術賞という）を設ける。

### （目的）

第2条優秀賞・奨励賞・技術賞は、支部学術講演会における講演の中で、計測自動制御学会が関与する科学技術および産業の分野において、学問技術の発展に将来貢献するところが大きいと期待される成果を挙げた者を表彰することにより、これらの分野における研究・開発を奨励し、その発展を図ることを目的とする。

### （賞の対象者）

第3条審査対象者は、講演申込時に登録した登壇者であり、会員である者に限る。（ただし、入会申込中は可。受賞決定後に入会も可）

2. 奨励賞は、大学・高専関係者で、学生および発表時に年齢 35 歳以下の教員・研究員を対象とする。
3. 技術賞は、企業関係者を対象とする。
4. 優秀賞、奨励賞および技術賞は重ねて受賞することはできない
5. 過去3年間に受賞した者は対象外とする。

### （候補の審査）

第4条優秀賞、奨励賞および技術賞の受賞候補を選定するために選考小委員会を設ける。選考小委員会は別に定める規則にしたがって、候補の審査を行う。

### （受賞の決定）

第5条優秀賞、奨励賞および技術賞の受賞者の決定は、選考小委員会からの支部長への報告に基づき支部運営委員会が行う。

2. 選考小委員会および支部運営委員会での選考の議事は公表しない。

### （賞の贈呈）

第6条優秀賞、奨励賞および技術賞の贈呈は、郵送によって行う。

2. 賞状および副賞（金券）を贈呈する。

### （規則の改廃）

第7条本規程の改廃は、支部運営委員会の議決を経るものとする。

付則

この規程の施行は平成 20 年 9 月 29 日からとする。

付則

この規程の施行は平成 22 年 7 月 1 日からとする。

付則

この規程の施行は平成 29 年 12 月 1 日からとする。

付則

この規程の施行は令和元年 5 月 31 日からとする。

## 《選考規則》

平成 20 年 9 月制定  
平成 29 年 12 月一部改正

### (目的)

第1条本規則は、支部優秀賞、支部奨励賞および支部技術賞の審査方法を定める。

2. 審査のために選考小委員会(以下委員会という)を設置する。
3. 委員会の運営は、この規則によるもののほかは、支部運営委員会の議の定めるところによる。

### (小委員会の構成)

第2条小委員会は、副支部長(2名)、庶務幹事および前庶務幹事(2名)で構成する。

2. 支部長が委員長を副支部長の中から指名し、委員長は委員を指名する。
3. 委員長は委員会を招集してその議長を務める。委員長の指名により副委員長を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のある時は、その職務を代行する。
4. 委員の任期は毎年2月から翌年の1月までの1年間とする。委員の再任は妨げない。

### (候補の募集)

第3条支部講演会の講演申し込み時に募集する。

### (賞の審査)

第4条委員会は、支部学術講演会における各セッションの司会者ならびに指定された審査員一名により作成された審査票を基に、優秀賞・奨励賞・技術賞の審査を行う。

2. 諸般の事情により審査員の指定が困難な場合は、各セッションの司会者のみで審査を行う。

第5条委員長は、選考小委員会を開催し、審査票を基に、受賞候補者を選定する。

2. 委員会の議事は公表しない。
3. 受賞候補者に対する支部運営委員の意見を聴取する。

### (表彰内容)

第6条奨励賞および技術賞の件数および副賞は、以下に定める通りであるものとする。

- (a)優秀賞3件以内 表彰状、賞金(金券)10,000円
- (b)奨励賞7件以内表彰状、賞金(金券)5,000円
- (c)技術賞1件以内表彰状、賞金(金券)5,000円

### (規則の改廃)

第7条本規則の改廃は、支部役運営委員会の議決を経るものとする。

付則

この規則の施行は平成20年9月29日からとする。

付則

この規則の施行は平成29年12月1日からとする。